

あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領

第1章 あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業全般について

(目的)

第1条 この要領は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業（以下「補助事業」という。）を実施するに当たり公募により選定する補助事業者が、補助事業を適正かつ円滑に実施するため、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 執行団体

要綱第3条に定める補助事業者をいう。

(2) 起業

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。なお、起業者とは、株式会社等にあつては代表権を有する者を指す。

(3) 起業支援金支給業務

要綱第4条別表（1）の補助対象事業に係る業務をいう。

(4) 事務局運営業務

要綱第4条別表（2）から（4）の補助対象事業に係る業務をいう。

(執行団体)

第3条 執行団体は、次の（1）から（10）までの全ての条件を満たす法人格を有する団体から公募により選定する。

（1）県内に事業所を有する法人であること。

（2）本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保できること。

（3）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（4）本業務を推進する上で県が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

（5）都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（6）宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

（7）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。

（8）応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過し

- ないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を募集期間内に受けていないこと。

（補助事業の実施期間）

第4条 補助事業の交付決定日から県が別に定める事業終了日までとする。

（各種規定の作成等）

第5条 執行団体は、補助事業の実施に当たって、本要領以外に各種規定が必要となる場合は、県の承認を得て定めるものとする。なお、県は執行団体に対して、当該規定の変更等を命ずることができる。

（補助事業の経理等）

第6条 執行団体は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、執行団体は、起業支援金の支給対象となった者に対して、同じく取扱うものとする。

- 2 執行団体は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

（補助事業経費の配分の変更）

第7条 執行団体は、県の承認を受けた事業計画書に記載された事業の内容若しくは経費を変更しようとするときは、事業の内訳ごとに20パーセント以内の増減を除き、あらかじめ要綱第8条に定める県の承認を得なければならない。

（財産の管理等）

第8条 執行団体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した備品（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の支給の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 執行団体は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。
- 3 執行団体は、当該年度に取得財産等があるときは、補助事業の実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 県は、執行団体が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき県が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(通商産業省告示第360号)に定められている期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書を県に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(是正のための措置)

第10条 県は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを執行団体に命ずることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第11条 執行団体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 執行団体は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。執行団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も執行団体による違反行為とみなすものとする。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(個人情報の保護)

第12条 執行団体は、起業支援金について申請等した者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等に従って取り扱うものとする。

第2章 起業支援金支給業務について

(支給要件等)

第13条 別紙1「起業支援金支給業務について」のとおりとする。

(業務実施スケジュール)

第14条 支給対象事業に係る経費を起業支援金支給額の算定対象とできる期間（以下「起業支援金対象期間」という。）を始めとする業務実施スケジュールは、執行団体と県との協議により、当補助事業の趣旨を踏まえ、かつ、要綱第13条に定める補助金の額の確定業務の実施に支障のないように定めるものとする。

(採択件数)

第15条 採択件数は、毎年度、予算の範囲内で県が定める。

(採択基準)

第16条 起業支援金支給業務は、次条第1項第2号に定める「あいちスタートアップ 起業支援金支給対象事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、次に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 地域が抱える課題の解決に資すること
- (2) 事業の継続性
- (3) 県内において量的な必要性があること
- (4) 事業の成長性
- (5) 事業の新規性

(起業支援金の支給決定に関する手続き)

第17条 執行団体は、愛知発スタートアップの創出を促進する観点から次の手続きにより支給対象事業を決定しなければならない。

- (1) 執行団体は、その定める日までに、起業支援金の受給を希望する者（以下「受給希望者」という。）から、次条第1項の規定に定める起業支援金の支給に関する規定（以下「支給規定」という。）に基づき、申請を受けるものとする。
- (2) 執行団体は、起業支援金支給業務を効果的に推進するため、外部有識者等で構成する審査委員会を設置するものとする。なお、審査委員会の委員は、県の承認を得て決定するものとする。
- (3) 執行団体は、審査の方法として、起業支援金の支給申請書類等について形式的な確認と必要に応じてヒアリング等を実施した上で、原則として事務局による一次審査を行う。一次審査の後、審査委員会で二次審査を行い、支給対象事業者を決定するものとする。

(起業支援金の支給に関する手続き等)

第18条 執行団体は、起業支援金支給業務を実施するに当たり、規則、要綱及び本要領の趣旨を踏まえ、起業支援金支給業務の内容及び次に掲げる事項を定めた支給規定を作成し、当該支給規定に基づき起業支援金を支給するものとする。

(1) 起業支援金の支給申請

受給希望者は、起業支援金の対象となる事業の内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に執行団体が定める書類を添え、執行団体に対して、その定める期間内に提出するものとする。

(2) 起業支援金の支給決定

前条のとおり支給対象事業者を決定するものとし、審査の結果については速やかに支給対象事業者に通知するものとする。

(3) 起業支援金の支給条件

執行団体は、支給決定する場合において、起業支援金の支給の目的を達成するために必要があるときは、支給対象事業者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

ア 支給対象事業の内容の変更(執行団体が定める軽微なものを除く。)をする場合は、執行団体の承認を受けること。

イ 支給対象事業を中止し、又は廃止する場合は、執行団体の承認を受けること。

ウ 支給対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は同事業の遂行が困難なときは、速やかに執行団体に報告し、指示を受けること。

(4) 申請の取下げ

第2号の通知を受けた支給対象事業者は、支給決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、執行団体の定める期日までに、申請の取下げができるものとする。

(5) 支給対象事業の公表

執行団体は、支給対象事業について、事業主体名、事業名、事業概要等を公表するものとする。

(6) 支給対象事業の執行

支給対象事業者は、起業支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって支給対象事業を行わなければならない。

(7) 支給対象事業の遂行状況の報告

支給対象事業者は、執行団体の定めるところにより、支給対象事業の遂行状況を報告しなければならない。

(8) 支給対象事業の遂行等の命令

執行団体は、支給対象事業者が提出する報告等により、支給対象事業者の実施する事業が起業支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支給対象事業者に対し、支給対象事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(9) 支給対象事業の実績報告

支給対象事業者は、支給対象事業が完了したとき(支給対象事業の廃止の承認を

受けた時を含む。以下同じ)は、執行団体の定めるところにより、執行団体に対して実績報告書に關係書類を添えて提出しなければならない。

(10) 起業支援金の額の確定

執行団体は、支給対象事業者から実績報告の提出を受けたときは、書面審査及び必要に応じ現地調査等により、支給対象事業の成果が起業支援金支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、支給すべき起業支援金の額を確定し、支給対象事業者に通知するものとする。

(11) 起業支援金の支払い

執行団体は、前号により支給すべき起業支援金の額を確定した後、起業支援金を支給対象事業者に支払うものとする。

(12) 起業支援金の請求

支給対象事業者は、前号により起業支援金の支払いを受けようとするときは、執行団体が定める請求書により支払いの請求を行うものとする。

(13) 起業支援金の支給決定の取消し

執行団体は、支給対象事業者が次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

ア 第18条に定める支給規定に違反したとき。

イ 虚偽その他不正の行為があったとき。

ウ 起業支援金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(14) 起業支援金の返還

ア 執行団体は、前号により起業支援金の支給決定を取り消した場合において、既に起業支援金が支給されているときは、支給対象事業者に起業支援金の返還を命ずるものとする。

イ 消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあつては、執行団体は、支給対象事業者が、支給対象事業完了後に消費税の申告により起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(15) 加算金及び延滞金

ア 支給対象事業者は、前号の規定により支給を受けた起業支援金の返還を求められたときは、その命令に係る起業支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、起業支援金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を執行団体に納付しなければならない。

イ 支給対象事業者は、起業支援金の返還を求められ、納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。

(16) 立入検査等

執行団体は、起業支援金支給業務の適正を期するため必要があるときは、支給対象事業者に対して報告させ、又は執行団体の役員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる

ものとする。

(17) 起業支援金の経理

支給対象事業者は、起業支援金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を執行団体が定める日まで保存しなければならない。

(18) その他の事項

執行団体は、県の指示を受けて、起業支援金支給業務の円滑かつ適正な運営を行うために必要な前各号に定める事項以外の事項を定めることができるものとする。

2 執行団体は、支給規定の作成及び変更に当たっては、県の承認を受けなければならない。

(起業支援金支給業務に係る監査)

第19条 県は、執行団体及び支給対象事業者に対し、必要に応じ監査を実施することができるものとする。

第3章 事務局運営業務について

(業務内容)

第20条 別紙2「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業事務局運営業務について」のとおりとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月25日から施行する。

起業支援金支給業務について

1. 起業支援金の支給申請者の要件

以下の要件すべてを満たす者とする。

ア 以下の（１）又は（２）を満たすこと。

（１）新たに起業する場合

起業支援金支給対象事業の公募要領に定める期間内に、県内で個人事業の開業の届出を行う者、若しくは県内で株式会社等の設立の登記を行い、その代表者となる者であること。

（２）事業承継又は第二創業する場合

起業支援金支給対象事業の公募要領に定める期間内に、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社等の代表者となる者であること。

イ 新たに起業する場合は、県内に居住していること、あるいは、補助対象事業期間完了日までに県内に居住すること。事業継承又は第二創業の場合は、県内で事業を実施すること。

ウ 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。

エ 申請者、設立される法人又は現法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力との関係を有する者ではないこと。

オ 住民税を滞納していないこと。

カ 中小企業者（※１）であること。みなし大企業（※２）は不可とする。

キ その他起業支援金を支給することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

※１ 中小企業者の定義は次のとおり。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主

注 会社とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人を指す。

- ※2 みなし大企業は次のいずれかに該当する者をいう。
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
- ※大企業とは(※1)で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成会社法に規定する中小企業投資育成会社は除く。

2. 起業支援金支給対象事業の要件

上記1の要件を満たす者が行う以下の要件すべてを満たす事業とする。

- ア 愛知県における地域の課題(※1)の解決を目指して新たに起業する社会的事業(※2)であること。
- イ ITや新しい技術等(※3)を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業であること。
- ウ 県内で実施される事業であること。
- エ 起業支援金支給対象事業の公募開始日以降、起業支援金対象期間の末日までに新たに起業する事業であること。
- オ 公序良俗に反する事業でないこと。
- カ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

※1 愛知県が地域の課題としている分野

- ・生活の安心・安全
- ・生活の利便性向上
- ・子育て支援
- ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上
- ・環境、エネルギー
- ・健康、医療
- ・その他地域の課題と認められるもの

※2 社会的事業の要件(①から③をすべて満たすこと)

- ①地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- ③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること(必要性)

※3 生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していることは必須とする。

3. その他の要件

起業支援金対象期間中に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

ただし、市町村の補助金については、同一経費を対象とした利用でない場合に限り、重複利用が可能となる場合がある。（別途確認を要する。）

4. 採択基準

起業支援金支給対象事業は、要領第17条第1項第2号に定める審査委員会において、次に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 地域が抱える課題の解決に資すること（※上記2※2の「社会性」）
- (2) 事業の継続性（※上記2※2の「事業性」）
- (3) 県内において量的な必要性があること（※上記2※2の「必要性」）
- (4) 事業の成長性
- (5) 事業の新規性

5. 起業支援金の対象経費及び自己負担割合（補助率）等

執行団体が県と協議して定める起業支援金対象期間中において、起業支援金支給対象事業者が、対象事業に関して支出した下表の経費を起業支援金の支給額決定に当たっての対象経費とする。

対象経費の金額に対しては、2分の1以内（上限200万円）を補助する。

【起業支援金の対象経費】

起業支援金支給対象事業者が支出する人件費※、店舗等借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費

※ 起業支援金の交付対象事業に直接従事する従業員に限る。

6. 支給予定件数

30件

あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業事務局運営業務について

1. 業務内容

執行団体は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業（以下「補助事業」という。）の円滑な実施のため、事務局として以下の業務を行う。

(1) 起業支援金の受給申請に関する公募及び周知

ただし、愛知県内の内閣府の支援事業であるプロフェッショナル人材事業の拠点や先導的人材マッチング事業の採択事業者と連携して実施すること

(2) 起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応

(3) 起業支援金支給対象事業者の決定に係る業務

支給申請書の受理、事務局審査、審査委員会の開催（委員の選定・委嘱等を含む）、支給決定通知書の発出等を行う。

(4) 伴走支援、進捗状況管理

支給対象事業者のニーズを踏まえて、販路開拓や資金計画書の作成、労務管理、広報、人的ネットワーク形成等のきめ細かい支援を行うとともに、支給対象事業者の事業安定化に資するセミナーを起業支援金支給対象期間内において計2回以上実施する。また、伴走支援業務の実施にあたっては、日本政策金融公庫等の政府系金融機関、大学、商工会、商工会議所等と連携して事業を実施するように努めるものとする。

(5) 起業支援金支給対象事業の検査及び起業支援金の支給

検査は原則として2名1組で実施する。

また、起業支援金は、検査終了後、原則として補助事業年度の県が別に定める日までに支給する。

(6) 事業実施に必要なあるいは事業効果を高めるための広報

(7) 補助事業年度終了後における起業支援金支給事業の継続状況報告

補助事業年度終了後5年間において、起業支援金支給事業の事業継続状況報告が県に提出されるよう、起業支援金の支給を受けた者に対して指導する。（平成31年度支給対象事業分より実施のこと。）

(8) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

2. 起業支援金支給業務等

起業支援金の支給要件等に関しては別紙1に定めるほか、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領第18条第1項の規定により執行団体が定める支給規定による。

3. 起業支援金支給対象事業の実施に関する県との調整

執行団体は、起業支援金の支給申請の状況及び支給決定等に関して必要があれば、起業支援金支給対象期間等について県に指示を仰ぐものとする。

また、執行団体は、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合は、速やかに県の指示を仰ぐものとする。

4. 指導監督等

- (1) 県は、補助事業の実施に関し、執行団体に対して指導監督を行う。
- (2) 執行団体は、起業支援金支給対象事業の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して協議を行う。
- (3) 県は、執行団体に対し、起業支援金支給対象事業の決定に当たり、事前の協議の際には、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。
- (4) 執行団体は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して遅滞なく報告及び相談を行う。
- (5) 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行う。
- (6) 執行団体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、県に対し速やかに報告、協議する。

5. 事業実施に関して執行団体が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

執行団体が補助事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、県と協議する。